

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○ 経済総合

1. 「新たな対中投資ブームが起こりつつある」国家統計局
  2. 上半期の GDP 成長率 7.9% 国家統計局
- ※ 1、2は、以下本文掲載。

○ 法律・法規等

1. 国務院第 42 回常務会議、『行政法律執行機関による犯罪容疑のある事件の移送に関する規定（案）』を原則上採択
  2. 技術契約紛争案件の審理に関する若干問題に関する『紀要』、最高人民法院より公布
  3. 中国有名ブランド製品の登録、試験的に開始
  4. 最高人民法院『コンピューターネットワークのドメインネームに関わる民事紛争案件の審理の法律適用に関する若干問題の解釈』公布
  5. 『特許法実施細則』の概要
  6. 国家知識産権局、『修正後の特許法及びその実施細則を施行する過渡弁法』を公布
  7. 最高人民法院『特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』を公布（関連インタビュー）
  8. 中国は知的財産権の法律執行を強化、国家知識産権局局長インタビュー
  9. 法により訴訟前の臨時司法措置を利用して特許権の保護を強化（最高法院民事審判庁責任者インタビュー）
  10. 上海はネット販売に対し品質先行責任制を適用 — ネット上でニセモノ商品を購入しても、ウェブサイトでの賠償請求が可能に
  11. 中国“第十期五ヵ年計画”科学技術規画、正式に発布
- ※ 1～9は、以下本文掲載。

○ ニセモノ問題

1. 李嵐清、市場経済秩序整頓規範化業務の強化を引続き要求
  2. 全国ニセ商標の 80 パーセントは蒼南から
  3. カシオ腕時計のニセモノ、広東省で再び出現
  4. ニセフィルム生産拠点摘発、全国のニセフィルム製造拠点は福建省松溪か
  5. 国外商標の盗用状況悪化、税関保護申請がカギに(Philips 案)
  6. 浙江省温州市の質量技術監督部門、アディダスのニセモノを撃退
  7. 広州市、市民の一番の関心はニセモノ取締り
  8. 工商機関、国外商標権侵害行為を厳格に取り締まる
  9. 最高人民法院、薬品及び医療機器のニセモノ製造者に有罪判決
- ※ 1～9は、以下本文掲載。

○ 中国行政・司法関連

1. 香港大手音楽会社 2 社が著作権侵害で ㊦ 製造商を提訴

2. ウェブサイト名称登録、初の中国語ドメインネーム紛争を引発
  3. 商標案件の審理、法院は新たな問題に直面
  4. 修正特許法運用の新たな挑戦、北京第一中級人民法院が裁判及び出願に関するガイドを発布
  5. 朱鎔基総理、国家質量監督検験検疫総局を視察
  6. 国家質量監督検験検疫総局、大会を開き国務院の重要な指示を発布
  7. 修正後の特許法施行、再審（再審査）委員会も施行に向けて準備万端
  8. 海賊版取締りの重い責任、中国のコンピューターソフト著作権保護の最新動向
  9. 北京人民法院、ネットワーク著作権に係る二件の紛争案を審理
  10. 法院はネット上の検索は作品の使用に当たらないと裁定
  11. 各地の公安機関、“インターネットバー”を取締り
  12. 上海ネット警察始動
  13. 北京工商局での営業許可証の登記申請が簡易化
- ※ 1～9 は、以下本文掲載。

#### ○ その他 I P R 関連

1. 移動通信技術の特許出願さらに増加
  2. 国内初のソフトウェア著作権登録代行処設立
  3. 第 8 回中国特許技術博覧会、北京で開催
  4. 第 10 回中国特許新技術新製品博覧会及び知的財産権と中国企業発展フォーラム、9 月に青島で開催
  5. ネット上の公開技術情報をいかにして利用すべきか - 日本特許庁の関係規定に学ぶ
  6. “.biz”市場拡大——ドットコム危うし
  7. NeuLevel 社、企業のネット商標権を保護すると公言
- ※ 1～5 は、以下本文掲載。

#### ○ JETRO からのお知らせ

1. 8月3日（金）商工会議所 I P G 会合/JETRO 知財セミナー開催
2. 日中経協知財室ホームページがリニューアル <http://www.cnip.org>
3. 中国政府のニセモノ対策について
4. 改正専利法実施細則の経過措置・遡及適用について
5. 国家公安部、最高人民法院を訪問

---



---

#### 経済総合

##### ★★★ 1. 「新たな対中投資ブームが起りつつある」国家統計局★★★

人民日報ネット日本語版は、国家統計局の葉震スポークスマンが 17 日、今年上半期、対中投資企業の数や外資導入額が昨年同期に比べて大幅に増加したことについて、「新たな対中投資ブームが起りつつある」との見解を示した、と報道した。

統計によると、今年上半期、全国で新たに認可を受けた外国投資企業は 1 万 1973 社（昨年同期比 18.35%増）で、契約ベース外資は 334 億 1 千万ドル（同 38.23%増）、実績ベース外資は 206 億 9100 万ドル（同 20.53%増）となり、ここ数年では最も速いペースで増加している。

今年初めから、世界経済の発展が減速したにもかかわらず、中国経済は引き続き比較的速いペースで成長を続けている。外国投資企業は中国の大きな市場吸引力、投資環境の改善、世界貿易機関（WTO）への加盟などの好条件に魅力を感じている。

国民経済の発展需要と中国の WTO 加盟における承諾に基づき、中国は金融、保険、電信、貿易、商業、観光などのサービス業も対外開放を段階的に行う。外国投資企業、特に多国籍企業の投資を引き付け、外資導入は新たな発展段階を迎えると、専門家は予測している。（2001年7月18日 人民ネット日本語版）

### ★★★ 2. 上半期の GDP 成長率 7.9% 国家統計局★★★

人民日報によれば、国家統計局の叶震・報道官は17日午前、国務院新聞弁公室の記者会見の席上、上半期の GDP 成長率が 7.9% となったことを明らかにした、と伝えた。

堅調な国内需要が上半期の経済成長を後押し。国内の上半期の固定資産投資は 1 兆 1899 億元（同 15.1%増）、社会消費財の小売総額は 1 兆 7915 億元（同 10.3%増）。

1～5 月度の工業企業の純利益は 1670 億元（同 30.4%増）で、そのうち国有および国有持株企業の純利益は 905 億元（同 31.5%増）と好調さが裏付けられた。

今年 1 年間の展望について叶報道官は、「世界経済の緩やかな後退傾向を受けて、下半期の成長率は減速する可能性が高い」としたうえで、「しかし内需拡大措置が実行されるにともない、内需拡大が外需の減少を補うことになるだろう」と述べた。叶報道官はまた、世界経済がさらに悪化するようなことがなく、異常気象などの災害がなければと前置きし、「中国の GDP 成長率は年初目標としていた 7% を超える可能性が高い」と語った。（2001年7月17日 人民日報）

## 法律・法規等

### ★★★ 1. 国務院第 42 回常務会議、『行政法律執行機関による犯罪容疑のある事件の移送に関する規定（案）』を原則上採択★★★

今日、模倣品・劣悪品製造・販売という違法行為が猛威を振るっているのにも関わらず、司法機関まで移送される案件はまだ少なく、このような違法行為が有効的に防止されてるとは言えない。国務院第 42 回常務会議で可決された同規定（草案）は、行政法律執行機関が司法機関へ案件を移送する際の基準と手続きを統一し、かつ厳格にその責任を規定するものであり、すべての行政法律執行機関に適用される。同規定の草案は修正を経た後、国務院より公布施行される予定である。（2001年7月5日 法制日報）

### ★★★ 2. 技術契約紛争案件の審理に関する若干問題に関する『紀要』、最高人民法院より公布★★★

最高人民法院は先日終了した全国知的財産権審判作業会議において、「技術契約紛争案件の審理に関する若干問題の紀要」を発布した。この文書は現在技術契約に関する司法解釈がまだ存在しない現状を改善するため、また審理実践の需要に適合するために、暫定的な指導性文書として発布されたものである。「紀要」は全 5 章 102 条からなり、その内容は技術契約の一般規定、技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング及びサービス、並びに技術契約紛争の審理に関連する手続きなどの問題に及ぶ。（2001年7月6日 中国知識産権報）

### ★★★ 3. 中国有名ブランド製品の登録、試験的に開始★★★

7月3日、「中国有名ブランド製品評価の展開に関するテストケース活動の通達」が公布され、中国有名ブランド製品の評価認定活動が正式に開始された。今回の活動は国家質量監督検閲検疫

総局の積極的な推進のもとに行われ、中国有名ブランド戦略推進委員会により実施されるものである。紹介によると、2001年度の中国有名ブランド製品の評価認定活動では、冷蔵庫、洗濯機、家庭用冷房、電子レンジ、テレビ、マイクロコンピューター、オートバイ（二輪車）、カラーフィルム、調味料、服飾（ワイシャツ）など10種類の製品をテストケースとする予定であるという。最初の中国有名ブランド認定製品は9月に一般に公表される。（2001年7月9日 中国質量報）

★★★4. 最高人民法院『コンピューターネットワークのドメインネームに関わる民事紛争案件の審理の法律適用に関する若干問題の解釈』公布 ★★★

2001年7月17日、最高人民法院は「コンピューターネットワークのドメインネームに関わる民事紛争案件の審理の法律適用に関する若干問題の解釈」を公布した。同解釈では、ドメインネームに関わる案件の管轄法院決定の基準、涉外案件の管轄法院決定の基準、当該ドメインネームが著名商標か否かの認定方法などが明確化されている。また、被告のドメインネームの登録・使用行為が権利侵害或いは不正競争と認定される条件、及び被告の行為を悪意とみなすに足る条件等を列記している。さらに、状況が上述第四条の条件に当てはまる場合の法律適用の基準や、不法行為或いは不正競争行為が認められた場合には権利侵害行為の停止、ドメインネームの取消、或いは請求による原告のドメインネーム登録・使用の認定、賠償額決定などの裁決を行うことなども定められている。同解釈の公布は、中国がコンピューターネットワークの領域において、民事権益の司法保護と権利義務関係の司法的調整を行う際に新しいメカニズムを提供するものだと言える。同解釈は7月24日より施行されている。（2001年6月26日最高人民法院公告、2001年7月23日「人民網」）

★★★5. 『特許法実施細則』の概要★★★

中国特許法実施細則の修正の過程においては、次の原則が重視された。1. 特許法修正との整合 2. 手続きを簡易化し、審査を迅速化し、出願者の便宜を図る 3. 国際的趨勢に協調し、中国の国際的義務を履行する。修正の具体的な内容は次の通りである。1. 取消手続きに関する規定を削除 2. 職務発明の発明者或いは考案者の奨金金額及び報酬の比率を高める 3. 特許作業部門の管理についての規定を拡充 4. 実用新案の検索報告に関連する規定を拡充 5. 外国人に対する特許出願申請権及び特許権の譲渡の審査認可部門を明確化 6. 費用徴収に関する規定の明確化 7. その他訴訟手続きに関する問題の明確化 8. 国際的趨勢への協調及び中国の国際的義務の履行、即ち、中国はWTO加盟に際しTripsの関連規定との整合のみならず、中国が参加している他の国際条約規定とも整合する必要がある。この理由から、同実施細則には国際特許出願についての章を設け（第十章）、国際特許出願に関する特殊な手続きについて具体的な規定を行っている。（2001年7月4日 中国知識産権報）

★★★6. 国家知識産権局、『修正後の特許法及びその実施細則を施行する過渡弁法』を公布★★★

知識産権局は6月25日、「修正後の特許法及びその実施細則を施行する過渡弁法」を公布した。同弁法によると、2001年7月1日以降（同日含む）に提出された特許出願及び当該出願により付与された特許権は、修正後の特許法及び同実施細則の規定を適用することとし、7月1日以前

に提出された特許出願及び当該出願により付与された特許権については、別途の規定がない限り 2001 年 7 月 1 日より修正後の特許法と同実施細則の規定を使用することとする。同弁法はまた、修正前と後の特許法及び同実施細則の過渡期間に直面するであろう問題についてもいくつかの規定を定めている。(日本語全文訳は[www.cnip.org](http://www.cnip.org)参照) (2001 年 6 月 29 日 知識産権報)

**★★★7. 最高人民法院『特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』を公布★★★**

この司法解釈は人民法院の受理する特許紛争案件の範囲に具体的な規定を設けたものである。司法解釈は特許案件のレベル別管轄、地域別管轄、訴訟の中止、財産保全及び特許案件審理の法律適用問題等に対して具体的な規定を設けている。賠償責任問題に関しても具体的な賠償金額の計算方法を規定し、被侵害者の受けた損失、或いは侵害者が侵害行為により得た利益に応じて確定できるようになっている。被侵害者の損害或いは侵害者の非法に得た利益の確定が困難な場合、賠償額を特許許諾使用費の 2 倍から 4 倍とするか、法定賠償額に応じて 5000 元から 30 万元の間で確定するものとし、最大でも 50 万元を超えてはならない。このほか、同解釈は使用の許諾や販売等についても明確な定義を行っている。(日本語全文訳は[www.cnip.org](http://www.cnip.org)参照) (2001 年 7 月 4 日 知識産権報)

**★★★8. 中国は知的財産権の法律執行を強化、国家知識産権局局長インタビュー。★★★**

6 月 26 日、王景川国家知識産権局局長は中国知的財産権の保護状況について次のように述べた。今回の特許法修正は行政及び司法の二方面から大幅に中国の知的財産権保護レベルを高めるものである。例えば、修正特許法では特許権利者に他人の“許諾販売”を禁止する権利を付与したほか、善意で他人の特許を使用した際も特許権侵害行為に当たることとした。その他、訴訟前の権利侵害行為の停止命令や財産保全措置を規定する条項も設けている。さらに、地方特許管理機関に明確な法的地位を付与し、地方の機関にも特許のニセモノ案件や紛争を処理できる職能を与えた。

今回の修正特許法のもう一つの重要な変化は、発明特許、実用新案、意匠特許権の三種の特許の審理終結権を裁判所に与えたことである。中国ではここ 20 年間で、特許法、商標法、著作権法、コンピューターソフトウェア保護条例、IC 回路図設計保護条例、植物新品種保護条例などからなる比較的整った知的財産権法体系を構築しており、今後新たに 30 以上の知的財産権関連法律が施行される見通しである。特許法の頒布実施から昨年年末までの 15 年間に全国で調査された特許権侵害・紛争案件は 1.2 万件にのぼり、案件の解決率は 88%である。昨年一年間に特許行政機関が調査した各種の特許案件は 802 件、うち解決した案件は 718 件あり、調査を行った特許紛争は 408 件であった。商標では、昨年年末の時点で 125 万件の有効商標が中国で登録されている。昨年全国で商標関連の違法行為の調査が行われ、押収したニセ商標・ロゴは 2.3 億点にも上った。海賊版の取締りについては、昨年中国の著作権管理部門が受理した著作権紛争は 2457 件で、うち解決したのは 2433 件、関連する法律執行部門が押収・破棄を行った非法な音楽・映像製品、コンピューターソフトウェアは 3260 万点にも上った。(2001 年 6 月 29 日知識産権報、2001 年 6 月 27 日法制日報)

**★★★9. 法により訴訟前の臨時司法措置を利用して特許権の保護を強化 (最高法院民事審判庁責任者インタビュー) ★★★**

最高人民法院民事法廷の担当者は記者のインタビューに応じ、“訴訟前の特許侵害行為停止措置”と英米法体系における“暫定的差止命令（インジャンクション）”とは実質的に同様であると述べた。同氏はさらに、司法解釈中に規定された申請人が備えるべき資格、管轄権を有する人民法院の条件、申請手続き及び必要な証拠資料、再審査などの問題、また申請人の担保提出や臨時措置執行の具体的方案提出の必要性などを詳しく紹介した。同解釈は7月1日より施行されている。（2001年7月4日知識産権報、2001年6月13日法制日報）

★★★10. 上海はネット販売に対し品質先行責任制を適用 — ネット上でニセモノ商品を購入しても、ウェブサイトでの賠償請求が可能に（2001年6月30日法制日報）★★★

★★★11. 中国“第十期五ヵ年計画”科学技術規画、正式に発布」（2001年7月18日 知識産権報）★★★

### ニセモノ問題

★★★1. 李嵐清、市場経済秩序整頓規範化業務の強化を引続き要求★★★

7月24日、全国市場経済秩序整頓規範化指導グループは北京で第二次会議を開催した。李嵐清（中共中央政治局常委、國務院副総理、全国市場経済秩序整頓規範化指導グループグループ長）は会議を主催し、関係各機関に対し市場経済秩序整頓規範化業務の強化を引続き要求した。本会議には李嵐清の他、呉邦国、呉儀、李栄融も出席。5月8日の業務開始以降現時点までの調査によると、この二ヶ月間で、ニセモノ取締り重点商品である食品、薬品、医療器械、綿花などで大きな成果を上げている。取締ったニセモノは11万5千件、総価値は18億元、ニセモノ製造拠点として1万3500ヶ所を摘発し、司法機関に引き渡した容疑者又は事件は567人（件）にも上った。廃棄自動車の部品を利用した分解市場については202ヶ所、自動車組み合わせ拠点1338ヶ所、廃棄自動車1万台、廃棄部品を利用した組み合わせ自動車3万2800台をそれぞれ取締った。（2001年7月25日 法制日報）

★★★2. 全国ニセ商標の80パーセントは蒼南から★★★

国家工商総局の暫定的な統計によると、現在全国の八割以上のニセモノ商標やロゴは蒼南県で生産されているという。伝えによると、印刷業は現在蒼南の支柱産業となっており、県内の認可を経た印刷業者は1200社以上に上る。昨年蒼南県の印刷業総生産額は17億元で、これは全県民生産額の20%以上を占めるものである。このほか、家庭単位で非認可経営を行っている印刷工場も入れた場合、おそらく1800件ほどの工場があると予測されている。近年来、各レベルの工商管理部門が蒼南の非法印刷業への取締りを継続して強化しているにもかかわらず、いまだその“病根”を排除するのが困難な状態にある。その原因は、まず多額の経済利益に目がくらみ、ニセモノ生産販売のリスクを恐れない者が増えていること、またニセモノ製造者の手段も次第に巧妙になり、関連部門の調査が難しくなっていることが挙げられる。さらに、底辺レベル幹部による、ニセモノ製造によりまず資金を貯め、それが一定の額に達してから正当な事業を始めれば良いという誤った認識も、このような現状を悪化させる要因となっている。（2001年6月号 中華商標）

**★★★3. カシオ腕時計のニセモノ、広東省で再び出現★★★**

広州市でカシオ腕時計のニセモノが発見された事件の後、広東省深セン市、東莞市でさらにニセモノのカシオ腕時計を製造していた二件の工場が摘発された。伝えによると、深セン市工商局は6月19日、無断で日本カシオ社の登録商標を使用する腕時計工場を発見したという。今回の調査で押収された権利侵害の疑いのある腕時計は1500点で、その市場価値は12万元に及び、これらニセモノ製品はすでに幅広い市場において販売された疑いがある。その翌週の6月25日、東莞市質量技術監督局は通報により日本カシオ社の製品であるBaby-Gを無断で製造していた腕時計工場を摘発した。ここでは市場価値約8万元相当の5920点の腕時計が押収された。現在、いずれも取調べ進行中である。(2001年7月4日 中国知識産権報)

**★★★4. ニセフィルム生産拠点摘発、全国のニセフィルム製造拠点は福建省松溪か★★★**

7月12日中聯知的財産権調査センターの公表した情報によると、全国の半分以上のニセフィルムが福建省閩北の貧困地区である松溪县で製造されているという。福建省松溪县質量技術監督局局長は記者のインタビューに応じ、今後さらに検査を強化し、製造拠点を摘発した後も製造の再開を防ぐための対策を取らなくてはならないと述べた。(2001年6月28日 中国質量報)

**★★★5. 国外商標の盗用状況悪化、税関保護申請がカギに(Philips 案) ★★★**

20万点の“PHILIPS”の商標の入ったグロースタターが先日、南京新生ウ(土へんに干)税関で公開破棄された。今年2月22日、南京の貿易会社は南京新生ウ税関に対し、ハロゲンランプ70万点の輸出を申告した。税関職員が包装を開けて検査を行ったところ、輸出貨物はグロースタターで、うち20万点には“PHILIPS”商標、50万点には“SILVANIA”商標がプリントされていた。フィリップ社中国本部との連絡の後、同貨物がニセモノであることが発覚した。統計によると、現在全国の税関総署に知的財産権保護の届出を提出している商標は1503件、特許権や著作権の申請を加えると全部で2147件あるが、うち国外商標は459件、知的財産権の総数をみても623件で、全体の3割を占めるのみである。このような状況は、輸出製品全体が中国対外貿易に占める比率からすると明らかに不均衡である。外資系企業の中国における知的財産権侵害の現状からしても、外資系企業の税関への知的財産権保護申請は急務であると言える。(2001年6月27日 法制日報)

**★★★6. 浙江省温州市の質量技術監督部門、アディダスのニセモノを撃退★★★**

6月20日、浙江省温州市と瑞安市の質量技術監督部門の法律執行担当者により、瑞安市のアディダス運動靴のニセモノ製造拠点が摘発された。市場価格で計算すると本件の損害額は100万元以上となる。温州市質量技術監督部門は、本件に対してはさらに入念な取調べを行った後、公安部門に移管して立件すると表明している。同部門は今年4月末以来アディダス運動靴のニセモノ製造取締りを強化しており、すでにアディダスの運動靴だけで200万元相当の損害、市場価格にすれば1000万元以上の損害を取り締まっている。(2001年7月4日 中国質量報)

**★★★7. 広州市、市民の一番の関心はニセモノ取締り★★★**

広州市統計局の最近のネット上調査において、現在全国範囲で大規模に展開されている市場経

済秩序の整頓・規範活動中、一般市民が最も関心を寄せているのは模倣・劣悪商品の製造販売の取締りであることが明らかになった。同調査では、市場経済秩序の整頓・規範活動のうち5方面にわたる活動が紹介されたが、うち「食品、薬品、洗剤、化粧品、農業用物資、家庭用電器及び自動車などに重点を置いた模倣・劣悪商品の製造と販売の取締り行為」という選択肢に対し、同サイト訪問者の85.5%が関心を寄せた。この他、61%の訪問者が「虚偽公告の調査」を選び、また第三位には「無免許経営、無許可経営」が並んだ。(2001年7月4日 中国質量報)

#### ★★★8. 工商機関、国外商標権侵害行為を厳格に取り締まる★★★

近年、全国各地の工商行政管理機関は大量の国外商標模倣品、国外商標専用権侵害などの市場流通などの市場経済秩序をかく乱する行為に重点を置き、迅速な行動をもって根源からニセモノを排除し、重大な国外商標権侵害案件については重点的な保護活動を展開することにより、有効な成果を収めている。6月27日、国家工商行政管理総局は最近の重要な国外商標侵害案を公表した。それには、上海の服飾製造会社がアディダスの商標やデザインを盗用した製品を販売した案件、浙江省富陽市で国際的に有名なコンプレッサーのニセモノを製造していた案件、武漢市の“老人頭”ブランド皮製品の商標専用権侵害案件なども含まれている。(2001年6月28日中国商標世界、2001年6月27日新華社、2001年6月28日法制日報)

#### ★★★9. 最高人民法院、薬品及び医療機器のニセモノ製造者に有罪判決★★★

最高人民法院は7月17日、有罪判決を下した二件の薬品及び医療機器の模倣・劣悪品製造案件の内容を公表した。一件は湖南省の下着工場で働いていた被告が他人と共同で大量の劣悪な薬品を生産し販売していた案件で、47万円の非法な販売利益を上げた。湖南省長沙市中級人民法院は一審判決を支持し、被告に対し懲役6年と罰金40万円の刑に処した。二件目は江西省の農民が医療機関に対し劣悪な注射器や輸血器を販売し、非法に10万円の販売利益を上げていた案件で、江西省進賢県人民法院は公開裁判を実施し、被告に対し懲役1年、罰金10万円の判決を下した。最高人民法院副院長は、薬品や医療機器の模倣・劣悪品を製造・販売する犯罪活動は、薬品と医療機器関連の管理制度に違反しているだけでなく、同時に人民の生命と健康にも重大な危害を与えるものであり、各級人民法院は必ずこの種の犯罪を高度に重視しなければならないと強調した。(2000年7月18日 法制日報)

### 中国行政・司法関連

#### ★★★1. 香港大手音楽会社2社が著作権侵害でCD製造商を提訴★★★

EMI 亜洲唱片公司与ソニーミュージック(香港)がそれぞれ北京のCD製造商をいずれも著作権の侵害で訴えた案件で、北京市第二中級人民法院知識産権庭は和解を支持し、両案とも双方の協議により和解した。両案の被告は侵害事実の存在を認め、侵害行為を停止し、かつ原告に対し謝罪するとともに、原告にそれぞれ賠償金として9万円、60万円を支払った。伝えによると、前者の原告は2000年10月16日に被告の発行する雑誌「趨勢」中に二枚のCD-ROMを付録として付けたことが著作権の侵害となった。後者の被告は同年、原告が著作権を有する作品を含む音楽CDを原告に無断で製造し、今回の罪に問われた。(2001年7月13日 国際商報)

#### ★★★2. ウェブサイト名称登録、初の中国語ドメインネーム紛争を引発★★★

北京市第二中級人民法院知識産権審判庭は“中国項目網”及び“中項網”の中国語ドメインネーム紛争案の審理を開始した。原告である深セン市の中項網衛星網絡有限公司は1999年7月、8月にそれぞれ国際ドメインネームとして“china-project.com”、中国語ドメインネームとして“project.com.cn”を登録した。1999年11月、原告は正式に“中国項目網”を開設し、翌年さらに“中国項目網.中国”、“中国項目網.cn”、“中項網.中国”、“中項網.cn”の4種のドメインネームを登録した。原告は2000年12月に“中項網”商標専用権を取得している。被告美欧亜国際商務網絡(北京)有限公司は1987年から一貫して中国のプロジェクト業務に従事しており、2000年4月、5月には“sinoprojects.com”、“sinoprojects.net”、“sino-project.com”をドメインネームとして登録し、同年11月に“中国項目網.公司”、“中国項目網.com”、“中国項目網.net”、“中項網.com”及び“中項網.net”の中国語ドメインネームを登録した。原告は被告が商標及びドメインネームの登録において、不当な競争行為を行ったとして人民法院に訴えた。当該案件の問題点は、ウェブサイト名称の登録が中国語ドメインネーム紛争を引き起こしたこととあり、この問題の処理についてはいまだ関連規定が不足している。本案の審理は目下進行中である。(電子知識産権7月号)

### ★★★3. 商標案件の審理、法院は新たな問題に直面★★★

北京市第一中級人民法院(一中院)知識産権庭が2000年に受理した商標専用権侵害案は全部で13件で、うちドメインネームの登録及び商標専用権の抵触に関わる案件が4件(前年は2件)、サービスマーク専用権侵害案が2件、商標専用権の譲渡契約案が1件、商品商標専用権侵害案が6件であった。うち涉外案件5件も含まれる。2000年の商標専用権侵害案の審理における特徴は次の通りである。1. 判決方式により終結する案件が大幅に増加 2. インターネットのドメインネーム登録に及ぶ案件が増加 3. サービスマーク専用権に及ぶ案件が出現。また、案件の審理過程においても次のような注目すべき法律問題が現れ始めた。1. ドメインネーム案における著名商標の認定及び法律適用問題 2. 司法機関商標専用権譲渡行為の効力判定方法 3. 第35種(広告、商業用展示等)のサービスマークの保護範囲認定に関する問題 4. サービスマークと企業名称の抵触問題 5. 商品商標専用権とサービスマーク専用権の法律抵触問題。(中華商標6月号)

### ★★★4. 修正特許法運用の新たな挑戦、北京第一中級人民法院が裁判及び出願に関するガイドを發布★★★

北京市第一中級人民法院が審理する特許案件には、主に特許関連の権利帰属紛争、契約紛争、特許権侵害案件の紛争案件等を含む民事訴訟案件と、国家知識産権局特許再審委員会が被告となる行政案件や北京市知識産権局を被告とする行政案件を含む行政訴訟案件の2種類がある。ここで注意すべきなのは、北京一中院は目下全国で唯一再審委員会を被告とする案件を受理できる第一審裁判所であることにある。北京一中院の特殊な立場から、特許法の修正が北京一中院の特許審判活動に与える影響は大きい。その影響には主に以下のようなものが挙げられる。1. 再審案件の大幅な増加。今回の特許法修正はおそらく知識産権庭の案件受理数の激増をもたらし、年間の受理数は200件前後になると予測される。2. 北京市一中院管轄区内には科学研究所や専門学校が多く、問題となる技術もかなり広範囲にわたる。3. 修正後の特許法により訴訟前の財産保全措置や検索報告制度等の効果的な司法制度が確立されるが、北京市一中院は将来何らかの措置

を通じて、より効果的な特許関連案件の審理終結を保証しなければならない。例えば、国家知識産権局の協力のもと、同局より経験豊富な特許審査員を同法院の人民陪審員として参加させ、審判過程における専門的技術問題の解決に当たらせることも提案されている。4. 北京一中院は「特許再審行政案件審判ガイド」（暫定名）を制定し、当事者がこの種の訴訟に参加する際の基本的手続き及び審理に対し監視基本的な指導を行い、当事者の訴訟権利の行使に対し便宜を図る。また、北京一中院は「訴訟前の権利侵害行為停止命令の申請ガイド」（暫定名）を制定し、申請の条件、手続きなどについてより詳しい指導を行っている。（2001年6月29日中国質量報、2001年7月6日知識産権報、電子知識産権7月号）

#### ★★★5. 朱鎔基総理、国家質量監督検験検疫総局を視察★★★

7月13日、朱鎔基国務院総理は組織されて間もない国家質量監督検験検疫総局を視察し、作業報告を聞き終えた後、重要な講和を発表し、次のように述べた。中国は模倣品・劣悪品の生産販売に携わる犯罪分子に致命的な打撃を加えるという大きな課題を解決しなければならない、そのためにまず直接人の健康や生命の安全に影響を及ぼす食品、薬品、医療機器などの模倣・劣悪商品を撃退する。第二に、模倣・劣悪商品の国外輸出を厳重に取り締まる。第三に、税関の管理を強化し、疫病や有害な製品の流入を防ぐ。第四に、継続して各種の非法輸入活動を取り締まる（2001年7月16日 中国質量報）

#### ★★★6. 国家質量監督検験検疫総局、大会を開き国務院の重要な指示を發布★★★

7月17日、国家質量監督検験検疫総局は全体の幹部大会を招集し、朱鎔基国務院総理など国家幹部らの重要講和を伝えた。李長江総局長は講和の中で、以下の5点の要求を提出した。第一に、根源から品質保持活動を徹底する。第二に、根源から模倣・劣悪製品の取締りを強化する。第三に、税関を厳格に管理し、経済の安全と人民の健康を確保する。第四に、WTO加盟関連作業を着実に進行。第五に、情報化建設を強化し、品質検査活動を科学技術の基礎として打ち立てる。（2001年7月18日 中国質量報）

#### ★★★7. 修正後の特許法施行、再審（再審査）委員会も施行に向けて準備万端★★★

2回の修正を経た特許法が2001年7月1日より施行されたが、今回の修正は特許の再審及び無効宣告手続きに対し大きな影響を及ぼすものである。これら影響は次のような範囲に及ぶ。1. 特許再審委員会の設立。2001年7月1日より、“特許局特許再審委員会”は“国家知識産権局特許再審委員会”に改名された。2. 客観、公正、正確、適時な特許再審及び無効宣告の請求。3. 特許権を授与する公告の日より、特許再審委員会に当該特許権の無効請求を行うことができる。4. 特許再審委員会は実用新案或いは意匠特許権の却下決定を不服とする再審請求或いは特許無効宣告に関する最終審査決定を行わない。当事者が決定に不服の場合は人民法院にて訴訟を行う。5. 無効宣告請求の手続きにおいては、当事者双方とも司法訴訟手続きに参加できる。

特許再審委員会はすでに行政訴訟研究所を組織し、行政訴訟手続きに関する活動を強化している。それと同時に、「審査ガイド」中の特許再審及び無効宣告手続きに関する内容を修正し、関連規定や事務処理規範を制定し、人民法院系統の協調と研究能力を強化し、事務処理オートメーション化のレベルを高め、案件審理作業の条件を改善し、各方面における修正特許法の執行に向けた準備を整えなくてはならないとしている。（2000年7月6日 中国知識産権報）

★★★8. 海賊版取締りの重い責任中国のコンピューターソフト著作権保護の最新動向★★★  
(電子知識産権 6 月号、中国特許興商標 3 月号)

★★★9. 北京人民法院、ネットワーク著作権に係る二件の紛争案を審理 (2001 年 7 月 1 日国際商報) ★★★

★★★10. 法院はネット上の検索は作品の使用に当たらないと裁定(2001 年 6 月 22 日法制日報)

★★★11. 各地の公安機関、“インターネットバー”を取締り(2001 年 6 月 14 日法制日報)

★★★12. 上海ネット警察始動(2001 年 6 月 29 日法制日報) ★★★

★★★13. 北京工商局での営業許可証の登記申請が簡易化(2001 年 6 月 29 日法制日報) ★★★

#### その他 I P R 関連

★★★ 1. 移動通信技術の特許出願さらに増加★★★

最近の統計によると、中国で 1999 年から 2000 年に受理された移動通信技術関連の特許出願の多くは、NEC、ルーセント・テクノロジー、三星など、アメリカ、日本、EU 及び韓国の通信会社に集中した。中国通信会社各社の出願量にも増加が見られた。今後も移動通信技術は依然として中国特許出願の目玉となり、特許出願量全体に占める率も増加すると予測されている。  
(2001 年 7 月 6 日 中国知識産権報)

★★★ 2. 国内初のソフトウェア著作権登録代行処設立★★★

5 月 31 日、中国著作権保護センターが設立した初の著作権登録代行機関である、中国著作権保護センター中関村科技園区ソフトウェア著作権登録代行処が設立された。代行処は設立後、中国著作権保護センターの派出機関として、直接「著作権法」、「コンピューターソフトウェア保護条例」などの法律法規の普及活動やコンピューターソフトウェア著作権登録の代理コンサルティング活動、またコンピューターソフトウェアの著作権保護に関するサービスに従事する。(電子知識産権 7 月号)

★★★ 3. 第 8 回中国特許技術博覧会、北京で開催★★★

6 月 8 日、第 8 回中国特許技術博覧会が北京市軍事博物館で開催され、5 日間の開催期間中に 1000 社以上の参加業者から 1500 点もの特許技術や新技術が参展された。展示品は電子、通信、化学・工学、制約など多くの方面にわたり、異なるレベル、異なる業者間の投資家や企業に協力や商談の機会が提供された。(電子知識産権 7 月号)

★★★ 4. 第 10 回中国特許新技術新製品博覧会及び知的財産権と中国企業発展フォーラム、9 月に青島で開催★★★

9 月 4 日～8 日まで、国家知識産権局と青島市人民政府主催により第 10 回中国特許新技術新製

品博覧会が青島国際会展中心にて開催される。同博覧会内では9月4日～6日まで、知的財産権と中国企業発展フォーラムも開催される予定である。(2001年7月11日 知識産権報)

★★★5. ネット上の公開技術情報をいかにして利用すべきか - 日本特許庁の関係規定に学ぶ (電子知識産権6月号) ★★★

★★★6. “.biz”市場拡大——ドットコム危うし (2001年6月28日 商標世界) ★★★

★★★7. NeuLevel社、企業のネット商標権を保護すると公言 (2001年6月28日 商標世界)

#### JETROからのお知らせ

★★★1. 8月3日(金) 商工会議所IPG会合/JETRO知財セミナー開催★★★

在中国日本商工会議所IPGとJETRO北京センター主催による会合が、8月3日(金)北京市内の長富宮飯店にて開催されます。

プログラムは、第一部「模倣対策セミナー」として、ヤマハ発動機北京事務所の細川所長より、NHKクローズアップ現代を始めとしてマスコミ各社でも報道されているヤマハオートバイのニセモノ問題についてご講演頂きます。第二部では、現在中国政府が進めている市場経済秩序整頓規範化政策について、政策グループ弁公室が設置されている国家経済貿易委員会の担当者より、ニセモノ取締対策を中心とする中国政府の取組について報告頂き、日系企業との意見交換を行う予定です。第三部では、参加企業全員による情報交換会を開催します。お問い合わせはJETRO北京センター知財室まで。次回会合は9月末～10月初旬頃を予定しています。

★★★2. 日中経協知財室ホームページがリニューアル★★★

日中経済協会知的財産権室が運営するホームページが7月20日よりリニューアル・オープンしました。当ホームページでは、JETRO北京センター協力のもと中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等が掲載されています。アドレスは、以下のとおりです。

<http://www.cnip.org>

★★★3. 中国政府のニセモノ対策について★★★

前号、前々号でもお知らせしていますように、中国政府は5月8日の国務院による「市場経済整頓規範化」の決定を受けて、その対策のための組織改革や様々な法律・運用の改正を行っています。活動の中心となる「市場経済秩序整頓規範化指導小組」の弁公室が経貿委に設置されるとともに、特にニセモノ対策では、最高人民法院と最高人民検察院による司法解釈や紀要の発布、最高人民検察院と公安による経済犯罪(ニセモノ含む)の立件基準の発布など、ここ数ヶ月の間に大きな動きがなされています。

中国でニセモノ被害に被っておられる企業の方々には、こうした情報を常に把握しておかれることをお勧めします。上記日中経済協会知的財産権室のHPでは、可能な限り多くの司法解釈・通達等の全文日本語訳を掲載しておりますので、合わせてお知らせいたします。

★★★ 4. 改正専利法実施細則の経過措置・遡及適用について★★★

改正専利法実施細則については前回の号外にてお届けしましたが、その後、経過措置と遡及適用について発表されました(全文は日中経済協会知的財産権室HPに掲載されておりますのでご参照下さい)。

なお、今回の専利法及び実施細則の改正によって、制度に関する TRIPs 協定の規定に適合するものとなっておりますが、本法第61条の権利侵害訴訟前における関係行為の停止命令や実施細則第74条～第77条の報奨金制度などは、我が国法体系と異なる制度であり、実際の事業活動においては事前の検討及び専門家による十分なアドバイスを受けておくことをお勧めします。

★★★ 5. 国家公安部、最高人民法院を訪問★★★

7月18日、国家公安部を訪問(自工会二輪特別部会のミッション同行)しました。公安部からはニセモノ取締の担当部署である治安局の原中波副処長に対応頂き、面談することができました。原副処長からは、国務院による先の市場経済秩序整頓規範化の決定を受けて、最高人民検察院とも共同してニセモノ業者の刑事告訴に取り組んでいること、日系企業からの刑事告発も積極的に受け入れるなどの回答を頂きました。

また、7月23日には、最高人民検察院を訪問(知的財産研究所の関部長同行)し、知的財産権を専門に取り扱う民事第三庭庭長である蔣志培裁判長と面談することができました。最高人民法院は、この数ヶ月の間にニセモノ対策を中心として知的財産権関連法律の司法解釈を公布するなど国務院の決定に積極的に対応していること、また、要請があれば日本の産業界に対しても講演の用意があるなどの回答を頂きました。

==== China IP News Letter =====

J E T R O 北京センター 知的財産権室

発行人：JETRO 北京センター知的財産権室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています(記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです)。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、日中経済協会北京事務所知的財産権室下記アドレスにアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL. +86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : [post@cnip.org](mailto:post@cnip.org)

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved